

由布市告示第146号

令和3年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月22日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和3年11月30日火曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
太田洋一郎君	加藤 幸雄君
甲斐 裕一君	佐藤 郁夫君
渕野けさ子君	佐藤 人巳君
田中真理子君	鷲野 弘一君
長谷川建策君	

○応招しなかった議員

平松恵美男君

令和3年 第4回（定例）由布市議会会議録（第1日）

令和3年11月30日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和3年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の所信表明
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第32号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 議案第62号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第63号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第65号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第66号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第67号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第68号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第69号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第70号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第71号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第72号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第73号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第74号 事務の委託の協議について
- 日程第20 議案第75号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第76号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第22 議案第77号 令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第78号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第79号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第80号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 市長の所信表明
日程第5 請願・陳情について
日程第6 報告第32号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第7 議案第62号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第8 議案第63号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
日程第9 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10 議案第65号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11 議案第66号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第67号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
日程第13 議案第68号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
日程第14 議案第69号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
日程第15 議案第70号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
日程第16 議案第71号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第17 議案第72号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
日程第18 議案第73号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
日程第19 議案第74号 事務の委託の協議について
日程第20 議案第75号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第7号）
日程第21 議案第76号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第22 議案第77号 令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第23 議案第78号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第24 議案第79号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第25 議案第80号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

出席議員（17名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 佐藤 孝昭君	4 番 高田 龍也君
5 番 坂本 光広君	6 番 吉村 益則君
7 番 田中 廣幸君	8 番 加藤 裕三君
10 番 太田洋一郎君	11 番 加藤 幸雄君
12 番 甲斐 裕一君	13 番 佐藤 郁夫君
14 番 渕野けさ子君	15 番 佐藤 人己君
16 番 田中真理子君	17 番 鷺野 弘一君
18 番 長谷川建策君	

欠席議員（1名）

9 番 平松恵美男君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君	書記 畠中 勇君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長兼契約検査室長			庄 忠義君
総合政策課長兼地方創生推進室長			日野 正美君
市民課長兼マイナンバーカード推進室長			後藤 昌代君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			佐藤 俊吾君

農政課長	……………	漆間 徹君	水道課長	……………	大久保 暁君
商工観光課長	……………	古長 誠之君	環境課長	……………	大嶋 陽一君
福祉事務所長兼福祉課長	……………				馬見塚美由紀君
子育て支援課長	……………	小野嘉代子君	保険課長	……………	佐藤 幸洋君
高齢者支援課長	……………	工藤 由美君			
庄内振興局長兼地域振興課長	……………				花宮 宏城君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………				後藤 睦文君
消防長	……………	佐藤 尚也君	代表監査委員	……………	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。感染予防対策として全ての方へマスクの着用をお願いします。

これより、令和3年第4回由布市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は17名です。平松恵美男議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、佐藤孝昭君、4番、高田龍也君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和3年第4回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席をいただき心から感謝を申し上げます。

さて今回、提案することとしております報告1件、議案19件につきましては、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げる次第です。少しお時間を頂きまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

10月20日には、三代目源流少年隊の皆様から第23回日本太鼓ジュニアコンクール準優勝及び総務大臣賞の受賞の御報告をいただきました。

10月25日には、広瀬大分県知事と県内の市町村長との意見交換会に出席し、ポストコロナを見据えた今後の経済対策などについて意見交換を行ったところです。

11月3日の文化の日には、それぞれの分野から由布市の発展に大きく御貢献をいただきました4名の個人の方と2つの団体の皆様に対しまして功労表彰式を執り行い、その御功績をたたえるとともに、関係者の皆様にも感謝申し上げたところでございます。

11月4日には、由布市異業種交流会2021を開催し、市内の各種事業者の皆様による取組の紹介や、各テーマに分かれて分科会などにより企業間の交流促進が図れたところでございます。

11月12日には、株式会社地域科学研究所との自治体DX推進連携協定締結式が執り行われ、地域づくり事業やシステム開発などを両方で手がけていくこととする連携協定を締結いたしました。

今後は、この協定に基づき、ICTツールを活用した災害時の情報発信や、財政の健全化に向けたAI診断などの活用などを図っていく予定となっております。

11月17日には、由布川ブラックサポーターズの皆様から第41回全日本バレーボール小学生大分県大会で第3位に入賞し、第36回全九州小学生バレーボール男女優勝大会への出場の御報告をいただきました。

先ほど申し上げました三代目源流少年隊の皆様とあわせましてその功績をたたえるとともに、未来を担うすばらしい人材がこの由布市で育っておりますことを頼もしく思った次第でございます。

ところで、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、現在のところ、大分県内でも落ち着いた状況が続いています。

市民の皆様には、引き続き、感染拡大の防止に御協力をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、南アフリカなどで確認された新たな変異株であるオミクロン株の感染がヨーロッパで急拡大していることなど、まだまだ予断は許さない状況であると考えているところです。

今後は、希望する方への3回目のワクチン接種について準備を進めていくとともに、引き続き、関係機関との情報共有を図り、対策を図っていきたいと考えております。

また、国や県の経済対策等も注視しながら、市内経済の活性化にも力を入れてまいります。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約については、行政報告に記載のとおりとなっております。

以上、報告といたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、地方自治法第125条の規定により令和3年第3回定例会において採択されました請願の処理経過と結果について執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和3年第3回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号5、件名、市道の認定についてですが、湯布院町川上2967番13付近から川上2965番5地先までの市道認定に係る請願についてですが、委員会意見のとおり、今後、隅切り設置を含めた用地を由布市へ無償寄附され、かつ、抵当権その他第三者の権利を全て抹消し、請願者により土地分筆登記が行われ、所有権移転登記に必要な書類等提出されたことを確認し、登記完了後、道路台帳作成業務委託作業に入り、成果後に市道認定議案を提出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 請願の処理経過と結果報告が終わりました。

日程第4. 市長の所信表明

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第4、市長からの所信表明をしたいとの申出がありましたので、発言を許します。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和3年第4回市議会定例会の開会に当たり、議会の御審議をお願いするに先立ちまして、議長の許可を頂きましたので私の市政運営に対する所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、10月10日に告示されました由布市長選におきまして、無投票での再選をいただき、市長として引き続き、市政運営を担わせていただくこととなりました。その使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしているところでございます。

1期目と変わることなく、市民の皆様への責任を果たすべく市政の公平、公正、効率的で健全な財政運営、そしてさらなる発展のため、市民生活優先の市政運営に全力を尽くす覚悟でございます。

市民の皆様、議員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私の1期目、4年間は、平成28年4月に起こった熊本大分地震からの復旧復興がスタートとなりました。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大や、昨年7月の豪雨災害という、これまでに経験したことのない非常事態に、全力で取り組んできたところです。

このような状況下においても、公平と公正を市政の基本に据え、私が掲げました5つの思いと市民との7つの約束にも全力で取り組んできたところです。

これまでの主な取組として、子育て応援日本一を掲げ、待機児童ゼロの実現、高校生までの子ども医療費無償化の実現を行うことができました。あわせて、移住定住施策を推進することにより、昨年9月末時点では、大分県下で第2位となる移住者の確保ができ、人口減少に一定の歯止めをかけることができました。

また、市民とともにつくるまちづくりにおいては、まちづくりの主人公は市民であるとの理念の下、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくり、コミュニティ組織の支援強化に取り組んでまいりました。具体的には、庄内町大津留地区をモデルとして大津留まちづくり協議会を設立し、地域が元気に、子どもから高齢者まで活躍できる地域づくりを積極的に推進することができました。

こうした1期、4年間の取組を真摯に評価した上で、2期目のスタートに当たり、まずは、昨年の7月豪雨災害からの復旧復興を何よりも優先して取り組みたいと考えております。

そして、コロナ禍における市民の皆様の安全・安心な暮らしの確保と経済回復にも同時に取り組んでまいります。特にウイズコロナ時代を見据え、地域経済の活性化に向け、切れ目のない必要な施策を実施してまいります。

この2つの大きな課題を優先としまして、私の掲げた5つの思いと市民との7つの約束を、誠意を持って取り組んでまいりたいと決意を新たにいたしているところでございます。

その5つの思いの第1の柱、安全・安心で快適なまちづくりについて述べさせていただきます。

市民の皆様が平穏で幸せな生活が送れるため、次の3つの観点から住みよいまちづくりに努めてまいります。

まず1点目として、安全・安心に生活できるまちづくりとして、これまでも地域防災計画の見直しなど、国土強靱化計画に基づき、様々な取組を着実に進めてまいりました。今後も新型コロナウイルス感染症対策、市民の皆様の防災意識の高揚、新たな防災情報告知システムの構築、自

主防災組織や防災士の育成を図りながら自助、共助、公助をそれぞれ大切にしながら取り組んでまいります。

次に、質の高い生活基盤の整備を備えたまちづくりとして、道路をはじめとする都市基盤、良好な住環境、情報通信などの生活基盤を計画的に整備するとともに、少子高齢化に対応した公共交通網の整備に取り組み、由布市に住み、働くことに魅力を感じるまちづくりに取り組んでまいります。特にこれからも住み慣れた地域で暮らし続けるために、交通弱者に寄り添いながら、社会環境の変化に即した持続可能な公共交通の在り方を念頭に利用しやすい公共交通網の充実に努めてまいります。

次に、豊かな自然環境を守るまちづくりとして、由布市には由布岳や男池、由布川峡谷などに代表される豊かな自然環境があり、市民の皆様や由布市を訪れる方々の心に癒しを与えているところです。このような豊かな自然環境は、大切な財産であり、貴重な地域資源でもあります。この美しい由布市をこれからも守っていくために、大分川流域会議や豊かな水環境創出ゆふいん会議、庄内水の輪会議、挾間水辺空間利活用推進会議など関係団体と協力して美しい地域、誇りの持てる地域を守って、また創造してまいります。

また、循環社会を構築するために、ごみの減量化やリサイクルの取組、また安全な水の安定供給を実現するための豊かな水環境創出の取組を進め、人と自然に優しい循環型社会を目指してまいります。

続いて、第2の柱としての人を育むまちづくりについてです。

由布市の将来を担う人を育むため、次の3つの観点から学びと心身ともに豊かにするまちづくりに努めてまいります。

その1点目、安心して笑顔で子育てできるまちづくりとして、子どもたちは次世代への大きな希望であり宝です。その子どもたちが安心して成長できる子育て応援日本一の実現に取り組んでまいります。そのために、保育所の待機児童ゼロの継続に努めるとともに高校生までの医療費無償化制度を継続してまいります。

これからも子育て世代を支援しながら、家庭、地域、学校、企業、そして行政がそれぞれの役割を果たし連携した中で、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のないサービスを提供することで子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

2点目として、生きる力を育む学校教育のあるまちづくりとして、由布市の将来を担う子どもたちを守り育てるのは私たちの責任であり、重要な使命でもございます。

子どもたちが人間性豊かで、自立した人として成長できるよう、ICT環境の整備をはじめ、由布学チャンネルの配信、学校子ども支援センターの強化、語学検定の助成、教員の増員など、幼小中高の連携を深め、基礎学力の向上やいじめ、不登校に親身に対応できる仕組みづくりを構

築してまいります。

また、生きる力を育むため、未就学時から発達段階に合わせた教育環境を整備し、地域に貢献できる人材育成を目指してまいります。

3点目として、生きがいに満ちた生涯学習に取り組むまちづくりとして、生涯を通じて学びながら豊かな心を育み、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現のため、社会参画や社会貢献ができるよう、生涯にわたり学びを深めることができる学習基盤の整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。

続きまして、第3の柱として医療、福祉のまちづくりについてでございます。

住む人の健康がまちを元気にします。高齢者の通いの場などを通じて、次の2つの観点から健康立市の取組を進めてまいります。

その1点目、誰もが輝ける福祉社会を目指すまちづくりとして、誰もが安心して暮らし続けるために、お互いが尊厳を保ち、個々の能力が発揮でき、地域社会で支え助け合う優しいまちを目指してまいります。

また、少子高齢化に起因する様々な課題への対処として、保険・医療・介護の連携など様々な支援が必要となることから、安心して生活を送ることができる地域の仕組みづくりとして、由布市型地域包括ケアシステムの構築、強化を目指してまいります。

次に、生き生きと健康づくりに取り組む地域社会を目指すまちづくりとして、市民の皆様が住み慣れた地域で、心身ともに健康で生き生きと暮らしていけるよう、健康立市・由布市の実現を引き続き目指してまいります。

現在、由布市民の健康寿命は、県内順位で上位に位置しておりますが、さらに、お茶の間サロンやゆふ健康マイレージ事業の取組を積極的に活用し、健康づくりが、家庭・地域・学校・職場など身近な場所で、また、地域で展開されるよう市民の皆様と一緒に健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、第4の柱、産業振興のまちづくりについてでございます。

災害からの力強い復興と、よりたくましい経済活動を展開するため、次の2つの観点から地域の活力を取り戻してまいります。

その1点目として、地域に根差した農林畜産業のまちづくりとして、現在、一般社団法人として設立いたしましたユフイズムでは、由布市の農村風景を守り、農村農業を元気にするための活動を展開しております。そうした取組を引き続きサポートしながら、農家民泊や特産品の開発、ブランド化などを通して、農村に新たな価値を生み出す活動を支援してまいります。また、第1次産業が、地域の資源を生かす持続可能な産業となるよう地域を牽引する人材の育成、農業と観光の連携、地域資源の活用、イチゴや梨などの販売額の向上、由布市から優秀なおおいた和牛

を送り出すための畜産経営者への支援、農産物のブランド化などを推進し、安定した農業経営の実現を目指してまいります。

2点目として、地域のにぎわいを生む商工・観光のまちづくりとして、由布市で頑張っている地場企業の活躍は、由布市の発展に欠かすことはできません。今後も異業種交流会の開催を通じ、人材確保や情報共有などによる頑張る地場中小企業を応援していきながら、地場中小企業の存在感を高め、商店街の魅力向上によるにぎわいを創出し、地域の強みを生かした取組の中で、競争力を強化し、地域活力の向上を目指してまいります。

また、市内では毎年多くの交流者に訪れていただいております。しかしながら、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大や、令和2年7月の豪雨災害により観光産業は深刻な影響を受け、その爪痕は、今なお深く現在も厳しい状況が続いています。

そのような由布市の観光力を一日でも早く復興するため、由布市観光情報発信拠点施設T I C（ツーリストインフォメーションセンター）を中核に据え、復興と前進に取り組み、由布市を訪れる方々に安らぎや癒しを感じていただき、由布市に来てよかった、また来たいと思っていただけるようなおもてなしの心をさらに広げ、競争力の高い魅力ある滞在型循環型保養温泉地を目指してまいります。

最後に、第5の柱として、未来へ持続可能な行政運営についてでございます。今後のデジタル社会への変革に対応する行政組織の整備を進め、次の3つの観点から、持続可能な行政運営に努めてまいります。

その1点目として、市民とともにつくるまちづくりとして、まちづくりの主人公は市民であるとの理念の下、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくり、地区のコミュニティ組織の支援強化に取り組んでまいります。具体的には、庄内町大津留地区のモデルとして設立された大津留まちづくり協議会において、地域が元気に、子どもから高齢者まで活躍できるいきいきまちづくり事業を積極的に推進し、他の新しい地域の力も創出していきたいと考えております。今後も、このモデル地区を基本として、高齢化、過疎化が進む地区コミュニティを維持するために、小学校区単位で新たなまちづくり協議会の設立に取り組んでまいります。

2点目として、持続可能で質の高い行政サービスができる市役所として、市民ニーズに柔軟に対応し、公平、公正の市民目線に立った行政サービスを提供するために、柔軟な発想と想像力豊かな職員の育成に努め、限られた財源の中で、最大限の効果を引き出しながら事業の実施を図ってまいります。さらに目覚ましいスピードで進むデジタル社会に対応して、さらに自治体DXを推進し、市民サービスの向上に努めてまいります。そして、由布市総合計画並びに由布市総合戦略などの取組において、継続的な事業の見直しを図り、PDCAサイクルを実施することにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

次に、透明性の高い市政運営として、最近の少子高齢化や住んでいる地域の特性などにより行政に対する市民ニーズは多様化するとともに、地方分権の推進などにより新たな行政事務も年々増加しております。市民の皆様からの信頼をより一層高めるため、公正、公平を基本に透明性の高い市政を目指し、新たな情報発信にも取り組んで、行政と市民の皆様との距離感を縮め、お互いに補完し合いながらまちづくりを行う仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、市政運営に対し、私の考え方について述べさせていただきました。冒頭でも申し上げましたが、市長としてその重責を痛感するとともに、何よりも市民生活を最優先に地域自治を大切にしたい。住みよき日本一のまち・由布市の実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいりたい所存でございます。市民の皆様、そして議員の皆様におかれましては、以前にも増して、御支援、御協力、そして御指導を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、2期目の就任に当たりましての所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の所信表明が終わりました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚量治君） 事務局長です。

それでは、配付の請願文書表により朗読いたします。朗読に際しましては、請願者、紹介議員の氏名につきましては敬称を略させていただきます。

まず、受理番号6、件名、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願。請願者、由布市庄内町、大分県農民運動連合会、代表者小野幹雄。紹介議員、首藤善友。

次に、陳情です。

受理番号2、件名、湯布院地域のユーバスをノルクで導入済みの事業者協力型自家用有償運送に変更し、実際にかかる費用で委託する実験運行に一日も早く着手してください。陳情者 由布市湯布院町、谷千鶴他1名。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの請願1件、陳情1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第6. 報告第32号

日程第7. 議案第62号

日程第8. 議案第63号

日程第 9. 議案第 6 4 号

日程第 1 0. 議案第 6 5 号

日程第 1 1. 議案第 6 6 号

日程第 1 2. 議案第 6 7 号

日程第 1 3. 議案第 6 8 号

日程第 1 4. 議案第 6 9 号

日程第 1 5. 議案第 7 0 号

日程第 1 6. 議案第 7 1 号

日程第 1 7. 議案第 7 2 号

日程第 1 8. 議案第 7 3 号

日程第 1 9. 議案第 7 4 号

日程第 2 0. 議案第 7 5 号

日程第 2 1. 議案第 7 6 号

日程第 2 2. 議案第 7 7 号

日程第 2 3. 議案第 7 8 号

日程第 2 4. 議案第 7 9 号

日程第 2 5. 議案第 8 0 号

○議長（長谷川建策君） 次に、本定例会に提出されました報告第 3 2 号の報告 1 件、議案第 6 2 号から議案第 8 0 号までの議案 1 9 件については、一括上程をいたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は報告 1 件、議案 1 9 件でございます。

初めに、報告第 3 2 号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので代表監査委員より報告がございます。

次に、議案第 6 2 号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正については、戸籍事項の証明を無料で行う要件を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 6 3 号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 6 4 号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第65号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第73号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてまでは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するために議会の議決を求めるものでございます。

今議会に提案いたします8施設につきましては、指定管理期間が令和4年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て指定管理候補者として、それぞれの団体が選定されているところでございます。

まず、議案第66号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定については、社会福祉法人由布市社会福祉協議会に。

議案第67号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定については、一般社団法人由布市まちづくり観光局に。

議案第68号、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定については、株式会社縁の里に。

議案第69号、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定については、挾間町農村女性陣屋市場組合に。

議案第70号、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定については、株式会社田舎の地花良に。

議案第71号、由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定については、下湯平地域特産物加工所管理組合に。

議案第72号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定については、大津留まちづくり協議会に。

議案第73号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定については、乙丸区に。

それぞれの団体が指定管理候補者として選定されているところでございます。

次に、議案第74号、事務の委託の協議については、大分県内における消防の連携協力の一つとして、119番通報を一括処理する消防指令業務の共同運用を令和6年度の運用開始予定としています。本消防指令業務に係る事務を大分市へ委託することについて地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第75号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算に、それぞれ2億462万7,000円を追加し、予算総額を217億4,084万6,000円に願います。歳入では、事業に伴う国県支出金や地方債などの特定財源が主なもの

でございます。歳出では、3回目の接種体制整備に向けた新型コロナウイルスワクチン接種事業関連経費、令和2年7月豪雨及び本年8月の秋雨前線災害における公共土木施設災害復旧費の追加計上、サテライトオフィスの整備に向けた改修工事費、アスベスト除去に伴う旧湯布院公民館解体工事の増額、定期巡回随時対応型の訪問介護看護事業所開設に向けた介護サービス基盤整備事業費補助金、一般不妊治療のうち人工受精による不妊治療費の助成金、新たな白ネギ産地づくりを目指した園芸産地農地確保推進交付金、挾間小学校の用地購入費などを計上いたしております。

また、繰越明許費として、道路整備事業の2件、債務負担行為補正につきましては、市議会日より印刷製本業務委託など10件の追加をお願いをいたしております。

地方債は、追加1件、廃止1件、変更4件の補正となっております。

次に、議案第76号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ330万1,000円を追加し、予算総額を38億8,092万8,000円にお願いするものでございます。

歳入では、保険税及び県補助金等を増額し、歳出では、総務費、保険給付費及び諸支出金を増額するものでございます。

次に、議案第77号、令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入及び歳出予算にそれぞれ231万1,000円を追加し、予算総額を42億19万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額するもので、歳出では、総務費を減額し、保険給付費、諸支出金を増額するものでございます。

次に、議案第78号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ294万6,000円を減額し、予算総額を4億6,852万5,000円にお願いするものでございます。

歳入では繰入金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第79号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ206万8,000円を追加し、予算総額を8,971万7,000円にお願いするものでございます。

歳入では、新規加入者に伴う加入負担金の増額、一般会計繰入金の減額、基金繰入金の増額をするもので、歳出では、使用料過請求による歳出還付金及び施設の修繕費を増額するものでございます。

次に、議案第80号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算の支

出及び資本的予算の資本的収入及び支出をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第32号、例月出納検査の結果に関する報告について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第32号について御報告申し上げます。

報告第32号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和3年11月30日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから2ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和3年7月分、8月分の例月出納検査をそれぞれ8月25日、9月27日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 大塚代表監査委員より報告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、議案第62号について詳細説明を求めます。市民課長。

○市民課長兼マイナンバーカード推進室長（後藤 昌代君） 市民課長です。

議案第62号について御説明いたします。

議案第62号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年11月30日提出、由布市長。

今回の条例改正は、戸籍事項の証明を無料で行う際、個別に規定していたものを各法律の規定に基づき無料で行うことができるよう、その要件を定めるため条例を改正するものでございます。

裏面を御覧ください。由布市使用料及び手数料条例の第6条第2項中「別表第9に掲げる事項に該当する者に対して、戸籍事項の証明をするときは」を「戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨規定する法律の規定に基づき、戸籍事項の証明を申請する者に対して行う証明については」に改め、別表第9を削除するものでございます。施行は公布の

日からとなっております。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第63号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。

議案第63号について詳細説明をいたします。

議案第63号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年11月30日提出、由布市長。

現行の出産育児一時金の支給につきましては、条例による支給額40万4,000円と別途規則で定める加算額1万6,000円を合算し、総額で42万円を支給しております。

今般、産科医療補償制度の見直しにより、令和4年1月1日より、その加算額の対象である掛金が1万6,000円から1万2,000円に、4,000円引き下げられることとなりましたが、国の社会保障審議会の議論におきまして、少子高齢化の対策としての重要性に鑑み、その総支給額については42万円を維持するとされました。

このたび、この意見を踏まえまして、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、裏面を御覧ください。第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。附則、この条例は令和4年1月1日から施行する。

2項、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る由布市国民健康保険条例第4条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第64号及び議案第65号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。

議案第64号の詳細説明をさせていただきます。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年11月30日提出、由布市長。

議案第64号の由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和され、電磁的記録により行うことができることを踏まえ、条例の一部を改正する

ものです。

新旧対照表につきましては、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案第65号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年11月30日提出、由布市長。

議案第65号の由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、令和3年8月2日付で公布されました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、保育所等の事業者が作成や保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続に係るもので、書面により行うことが規定または想定されている記録等を昨今のデジタル化に合わせて電磁的記録により行うことができるようにするため、条例の条文を整理するものであります。

新旧対照表については御確認をお願いいたします。

以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第66号について詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉事務所長兼福祉課長（馬見塚美由紀君） 福祉課長です。

議案第66号の詳細説明をいたします。

議案第66号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について。由布市湯布院福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市湯布院福祉センター、由布市湯布院町川上2863番地。指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会、会長大野茂喜、由布市庄内町庄内原365番地1。指定管理期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。

由布市湯布院福祉センターの施設の指定管理期間が令和4年3月末をもって終了することに伴い、社会福祉法人由布市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、引き続き当施設の管理運営を行うものでございます。

資料としましては、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、

協定書等を添付しておりますので御参照いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第67号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。

議案第67号の詳細説明をいたします。

議案第67号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について。由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」、由布市湯布院町川北8番地5。指定管理者、一般社団法人由布市まちづくり観光局、代表理事桑野和泉、由布市湯布院町川北8番地5。指定管理期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。

由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の施設の指定管理期間が令和4年3月末をもって終了することに伴い、一般社団法人由布市まちづくり観光局を指定管理者として指定し、引き続き当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしましては、資料1といたしまして指定管理者選定委員会の報告書、資料2としまして指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第68号から議案第71号まで、続けて詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） 農政課長です。

議案第68号、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について、詳細説明をいたします。

由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日、由布市長。

施設名及び所在地につきましては、由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」、由布市庄内町

大龍1588番地。指定管理者につきましては、株式会社縁の里、代表取締役谷口京子、由布市庄内町中99番地1。指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。指定条件については、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う、ということでございます。

提案理由としてです。由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者選定に当たっては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者として選定がなされております。

選定委員会では、申請者から提出された申請書類に基づき、書類審査及び申請者への面接審査等を行っておるところでございます。

添付する資料につきましては、選定委員会の報告書並びに資料2といたしまして、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案をつけております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第69号、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について、詳細説明いたします。

由布市里の駅陣屋市場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日、由布市長。

施設名及び所在地についてですが、由布市里の駅陣屋市場、由布市挾間町挾間95番地1。指定管理者につきましては、挾間町農村女性陣屋市場組合、代表者安部しのぶ、由布市挾間町挾間95番地1。指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。指定条件につきましては、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う、というふうになっております。

選定の理由でございます。由布市里の駅陣屋市場の指定管理者選定に当たっては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者として選定がなされております。

選定委員会では、申請者から提出された申請書類に基づき、書類審査及び申請者への面接審査を行っておるところです。

添付資料につきましては、選定に係る報告書が資料1、それから、資料2といたしまして、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案をつけております。よろしくお願いをいたします。

次に、議案第70号、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について詳細説明をいたします。

由布市川西農村健康交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の

2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日、由布市長。

施設名及び所在地でございます。由布市川西農村健康交流センター、由布市湯布院町中川1357番地2。指定管理者、株式会社田舎の地花良、代表者佐藤譲二、由布市湯布院町中川1357番地2。指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。指定条件につきましては、①施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う、ということとなっております。

選定の理由でございます。由布市川西農村健康交流センターの指定管理者選定に当たっては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者として選定がなされています。

選定委員会では、申請者から提出された申請書類に基づき、書類審査及び申請者への面接審査を行っております。

資料1として、選定委員会の報告書並びに資料2として、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案をつけております。

最後に、議案第71号、由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について、詳細説明いたしたいと思っております。

由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年11月30日、由布市長。

施設名及び所在地でございます。由布市下湯平地域特産物加工施設、由布市湯布院町下湯平762番地1。指定管理者につきましては、下湯平地域特産物加工所管理組合、代表者渡辺啓一郎、由布市湯布院町下湯平762番地1。指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。指定条件といたしましては、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。2、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う、ということとなっております。

提案理由でございます。由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者選定に当たっては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者として選定がなされております。

選定委員会におきまして、申請者から提出された申請書類に基づき、書類審査並びに申請者への面接審査等を行っておるところでございます。

資料といたしましては、選定に係る報告書を資料1として、資料2といたしまして、由布市下湯平地域特産物加工施設に係る指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案をつけておりますので、御一読いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ここで、暫時休憩します。再開は１１時２０分とします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、議案第７２号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（花宮 宏城君） 庄内振興局長です。

議案第７２号の詳細説明をいたします。

議案第７２号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について。

由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。令和３年１１月３０日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」、由布市庄内町東大津留６３６番地１。指定管理者、大津留まちづくり協議会、会長安部元生、由布市庄内町東大津留６３６番地１。指定管理期間、令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

「おおつる交流センター」の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項第２号により、公募によらない指定管理者の選定しております。

「おおつる交流センター」を拠点に活動を行っております地元の大津留まちづくり協議会を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しております。御参照をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第７３号について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長でございます。

議案第７３号の詳細説明をいたします。

議案第７３号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について。

由布市乙丸温泉館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に

より議会の議決を求める。令和3年11月30日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市乙丸温泉館、由布市湯布院町川上2946番地1。2、指定管理者、乙丸区、区長松本文男、由布市湯布院町川上3571番地。3、指定管理期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

内容を御説明いたします。

由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定につきましては、施設の指定管理期間が、令和4年3月末日をもって終了することに伴い、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者を指定管理者として選定できることになっております。

由布市指定管理者選定委員会におきまして、引き続き乙丸区が施設の有効利用と安定的な管理運営をできると判断し、適任であるとして選定されたことにより、令和4年4月から4年間指定管理者としての指定をお願いするものでございます。

添付資料といたしまして、資料1、由布市公の施設の指定管理者の選定に係る報告書、資料2、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しております。

以上で、議案第73号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についての詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第74号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長でございます。

議案第74号について詳細説明をいたします。

議案第74号、事務の委託の協議について。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、消防指令業務に係る事務を別紙の規約により大分市に委託することについて、議会の議決を求める。令和3年11月30日提出、由布市長。

別記、大分市と由布市との消防指令業務に係る事務の委託に関する規約を御覧ください。

地方自治法第252条の14第1項の規定で、規約を定めることにより、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して執行させることができると定められております。

由布市の消防指令業務に係る事務を規約により大分市に委託するものであり、同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第1条目的から第11条補則、それから附則について、記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第75号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。

議案第75号について詳細説明をいたします。

議案第75号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第7号）。令和3年度由布市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億462万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億4,084万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表地方債補正による。

令和3年11月30日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をしております。

3ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。2件の明許繰越をお願いをしております。

8款土木費、道路整備事業辺地対策事業は、市道高津原線の改良工事について、9月から10月にかけて、2回の入札を執行した結果、不調であったため工事契約までに不測の日数を要し、年度内完成は困難な状況であること。

また、道路整備事業、過疎対策事業は、市道瀬口中尾宗寿寺線の改良工事につきまして、同じ当該地区へのアクセス道である市道瀬口竹の中線を先行して発注する必要があるため、道路通行制限に係る施工時期の調整が必要となることによるものでございます。

4ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。

市議会だより印刷製本業務委託など、合わせて10件を追加をするもので、うち9件は、いずれも契約に至るまでの一連の準備行為を本年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

また、4段目の由布市土地開発公社に対する債務保証は、下湯平若者定住活性化事業用地取得事業に関し、金融機関から借入れをしている資金の全額返済のため、土地開発公社が土地開発基金から6,000万円を新たに借り入れることに伴う債務保証でございます。

5ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。

上段で市道小野屋龍原線落石防止対策事業1件の追加、その下、くすのき児童クラブ整備事業1件の廃止。

6ページのほうでは、旧湯布院公民館跡地整備事業など4件の変更をお願いをしております。変更につきましては、事業費の増、また、財源の組替えに伴うものでございます。

次に、7ページからは、補正予算事項別明細書を掲載をしております。

10ページをお願いいたします。歳入でございますが、15款1項5目の節区分3保健体育施設使用料は、はさま未来館の空調工事に伴い、その間トレーニングルームの利用を停止したことから、使用料の減額をしております。

12ページをお願いいたします。17款2項9目の節区分1災害復旧費補助金は、本年8月の秋雨前線災害に係る農地等の災害復旧事業費補助金でございます。

20款1項1目の節区分2基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れをしております。

22款5項3目の節区分11社会教育施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨災害に係る庄内総合運動公園などの過年度災害復旧事業費国庫補助金を計上しております。

そのほか、特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず、全般的な事項としまして、入札等による事業費の確定や新型コロナウイルスの影響による不用額を減額をしているほか、各事業の過年度精算に伴う国費及び県費の返納金を計上しております。

また、各科目内の給与管理費につきましては、年度途中の人事異動に伴う補正額を計上しております。

各給与管理費の説明は省略いたしますが、巻末60ページから給与費明細書を掲載をしておりますので、御参照をいただければと思います。

それでは、主な事業につきまして、説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。2款1項6目の区分3新型コロナウイルス緊急対策事業、企画は、ワーケーションや雇用創出等の推進に向けたサテライトオフィスの一つとして整備計画をしています、旧湯布院観光総合事務所の改修工事費をお願いをしております。この改修工事費につきましては、令和2年度繰越事業でも計上いたしておりますが、長期的な活用を目指し、利用者の利便性を考慮する中で必要となる施設改修工事の設計を踏まえて、補正計上をさせていただくものでございます。

2款1項7目の区分1行政事務情報化推進事業のセキュリティクラウド利用負担金は、大分県及び県内市町村が共同利用する自治体情報セキュリティクラウド更改に係る構築費用負担金の増額でございます。

20ページをお願いいたします。2款1項9目の区分1湯布院複合施設整備事業は、旧湯布院公民館解体工事に当たり実施をしました、アスベストの含有分析調査の結果、15か所でアスベストの含有箇所が判明したことなどから、解体工事費の積算を見直し増額をするもので、特定財源として旧合併特例事業債を充当しております。

28ページをお願いいたします。3款1項6目の区分1介護保険事業の介護サービス基盤整備事業費補助金は、訪問介護員または訪問看護師が要介護者の自宅を定期訪問し、介護、看護を提供する24時間対応の介護サービスを行う、訪問介護、看護事業所開設に向けた事業所の整備や開設経費を助成する補助金で、全額県補助金を充当しております。

30ページをお願いいたします。3款2項1目の区分1児童手当事業の委託料は、令和4年度制度改正に対応したシステム改修業務で、全額国庫補助金を充当しております。

3款2項2目の区分1子育てほっとクーポン事業は、下半期にクーポン利用率の高まりが見込まれるために増額をするもので、特定財源として県補助金を充当しております。

区分3児童健全育成事業の委託料の設計は、挟間地域における待機児童解消に向けた新たな児童クラブ棟の建設に伴う実施設計委託料を、建設候補地の再検討が必要になったことから減額をするもので、特定財源の地方債も減額をしております。

その下、放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブに対する運営補助金で、補助基準額の変更及び障害児受入強化推進事業の適用に伴い増額をするもので、特定財源として国庫補助金を各3分の1充当しております。

区分4病児・病後児保育事業は、事業委託している施設のうち1施設の利用者数の増加が見込まれるために、基準額に上乘せされる加算額を補正計上させていただくものです。

34ページをお願いいたします。4款1項1目の区分1成人保健事業は、健診結果等の電子情報を自治体間で引き継がれる仕組みや、個人を一元的に確認できる仕組みを構築することを目的とした情報標準化システム整備で、特定財源として国庫補助金を、様式標準化にあつては2分の1、システム整備にあつては3分の2を計上しております。

4款1項2目の区分2不妊・不育症治療費助成事業は、一般不妊治療のうち人工授精の医療保険適用外の不妊治療費を助成するもので、申請回数を問わず夫婦1組当たり10万円を上限として、10組分を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。4款1項4目の区分2新型コロナウイルスワクチン接種事業は、希望者への3回目となる追加接種に向け、個別接種に係る医療機関への業務委託やコールセンターの業務委託、接種券の印刷郵送料などで、財源は全額国庫支出金を充当しております。

40ページをお願いいたします。6款1項3目の区分1中山間地域等直接支払対策事業の18節は、新たな協定締結及び加算措置される取組などがあつたことから増額をするもので、国

庫財源を伴う県補助金を4分の3及び過疎債を充当しております。

その下、区分2園芸産地整備事業は、白ネギを由布市の新たな振興品目としたネギ産地づくりを目指し、湯布院町塚原地区での農地確保に向けた地権者及び耕作者に対する交付金で、全額県補助金を充当しております。

42ページをお願いいたします。6款1項4目の区分2畜産経営支援事業のおおいた豊後牛生産向上対策事業費補助金は、繁殖雌牛の増頭事業補助金を26頭増により273万円の増額。また、県有種雄牛を活用した人工授精事業補助金を59頭減により53万1,000円の減額としており、特定財源の県補助金も補正をしております。

44ページをお願いいたします。8款2項1目の区分1道路維持事業は、市道小野屋龍原線の落石対策工事に係る設計委託料で、特定財源として、過疎債を充当しております。

46ページをお願いいたします。8款4項4目の区分1都市公園等管理事業は、医大ヶ丘ふれあい公園にある照明灯2基が老朽化に伴う腐食により倒壊のおそれがあるため取替工事を行うものです。

48ページをお願いいたします。10款1項2目の区分1情報環境整備事業は、令和2年度にGIGAスクール用タブレット端末の整備を行ったところですが、その後の社会動態等の情勢変化により、児童生徒数の増加が見込まれることから、不足する端末55台を購入をするものです。

52ページをお願いいたします。10款2項4目の区分1小学校施設整備事業は、挟間小学校用地の拡張に向けた用地購入費を計上いたしております。

58ページをお願いいたします。11款2項1目の区分1公共土木施設災害復旧費の工事請負費は、令和2年7月豪雨災害に係る市道向原野田線の橋梁等の合併施工に伴う道路改良工事費の増額となっております。また、本年8月秋雨前線災害に係る市道津々良奥江線など5路線の災害復旧工事費を計上しており、この工事費に対しては、国庫補助金及び補助裏に補助災害復旧事業債を充当しております。

その下、工事負担金は、令和2年7月豪雨災害に係る市道下津々良線鹿出橋復旧に係る水道管仮設工事負担金です。また、補償金は市道向原野田線の改良工事に係る補償金となっております。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第76号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。

議案第76号について詳細説明をいたします。

議案第76号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和3年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,092万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年11月30日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、歳入の一般会計繰入金の保険基盤安定財政安定化支援事業の額の確定に伴う財源の組替え、歳出では、一般管理費、保険給付費及び保険税還付金の追加措置が主なものになります。

事項別明細書の歳出により説明させていただきます。

8、9ページをお開きください。上段より1款1項1目区分1一般管理費の共同電算処理に係る委託料は、106万6,000円の増額であります。この委託料は結核・精神に係る保険給付費が、年間の給付費総額の一定割合を超える場合に国から特別調整交付金が交付されるもので、交付の申請時に詳細なデータが必要となるため、国保連合会に特別業務としてデータの作成を委託するものであります。財源の国県支出金は7ページ中段の6款2項1目区分2特別交付金の国特別調整交付金であります。

続きまして、2款1項3目区分1一般被保険者療養給付費の負担金141万6,000円の増額であります。給付実績、今後の見込みにより補正するものであります。財源は、国県支出金。7ページ中段の6款2項1目区分1普通交付金であります。

下段の3款1項1目区分1一般被保険者医療給付費分の納付金につきましては、財源の組替えであります。

7ページの3段目、10款1項1目の区分1保険基盤安定繰入金及び区分3財政安定化支援事業繰入金の額の確定により、その他の財源を55万9,000円減額いたしまして、一般財源である保険税を充てるものであります。

次に、10、11ページをお開きください。7款1項1目区分1一般被保険者保険税還付金81万9,000円の追加であります。過年度分の保険税の還付実績及び今後の見込みにより不足分を増額するものであります。財源は一般財源保険税を充てることとしております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第77号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長でございます。

議案第77号の詳細説明をいたします。

議案第77号、令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和3年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万1,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ４２億１９万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。令和３年１１月３０日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。歳入につきましては、歳出を御説明する中で御説明をいたします。

事項別明細書１０ページ、１１ページをお願いいたします。歳出ですが、１款１項１目一般管理費１２節委託料の１７万８，０００円の減額につきましては、介護報酬システムの改修業務委託料の変更に伴うものです。財源につきましては、６ページから７ページの３款２項３目介護保険事務費交付金、７款１項３目その他一般会計繰入金を充てております。

次に、１０ページ、１１ページに戻りまして、２款１項１目介護サービス等諸費並びに２款２項１目介護予防サービス等諸費につきましては、必要見込額の増加による予算措置をお願いするものです。財源につきましては、６ページから７ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等をそれぞれの負担割合により充当しております。

次に、１２ページ、１３ページをお願いいたします。５款１項２目償還金１万６，０００円につきましては、令和元年度の介護給付費負担金の精算により県へ返還するものとなっております。

以上で介護保険特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第７８号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。議案第７８号について御説明いたします。

議案第７８号、令和３年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。令和３年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２９４万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６，８５２万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。令和３年１１月３０日提出、由布市長。

今回の補正は、歳入の保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う予算の調整でございます。

事項別明細書の６、７ページをお開きください。歳入の３款１項２目保険基盤安定繰入金が１億２，２１３万９，０００円に確定いたしましたので、２９４万６，０００円を減額するものがあります。保険基盤安定繰入金は、次のページ、８、９ページの歳出２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金にその他の財源といたしまして全額充当されております。納付金につきましても増額の２９４万６，０００円を減額し、補正後の額を４億６，１７９万９，０００円とするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第79号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（大嶋 陽一君） 環境課長でございます。

議案第79号について詳細説明をいたします。

議案第79号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。令和3年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,971万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年11月30日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページを御覧ください。歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水負担金は、1世帯の新規加入があったため、加入負担金を43万9,000円増額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、歳入と歳出を同額とするため、23万4,000円を減額するものでございます。

5款2項1目基金繰入金は、修繕費の不足を補うため、農業集落排水事業基金より186万3,000円増額するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、償還金利子及び割引料につきましては、1世帯に対する使用料の過請求に伴う還付を行うため、20万5,000円の増額をするものでございます。

1款1項2目需用費につきましては、来鉢地区の中継ポンプ2基を修繕するため、186万3,000円増額するものでございます。

以上で、議案第79号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第80号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。

議案第80号について詳細説明をします。

議案第80号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

第2款、水道事業費用、補正予定額114万4,000円、計8億4,658万7,000円。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3款、資本的収入、補正予定額964万7,000円増額、計3億1,360万7,000円。

第4款、資本的支出、補正予定額964万7,000円増額、計6億2,343万7,000円。

令和3年11月30日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で説明をいたしますので、4ページをお願いいたします。

最初に収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費700万円の減額補正予定額については、入札に伴う減額によるものでございます。

第2款1項4目総係費814万4,000円の増額補正予定額については、料金及び会計システム等、委託業務の増によるものでございます。

次に、資本的収入でございます。3款2項1目工事負担金964万7,000円の増額補正予定額については、鹿出橋架替工事に伴う添架配水管仮設工事負担金の増額でございます。

次に、資本的支出でございます。4款1項1目上水道施設費、委託料414万7,000円及び請負工事費550万円の増額補正予定額については、鹿出橋架替工事に伴う添架配水管仮設工事による増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。次回の本会議は、12月2日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは12月3日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時57分散会
